

『事例 5』

類型：選択肢の削除

審判番号：平成 11 年審判第 39073 号

特許番号：特許第 2682739 号（特願平 3-515549 号、特公平 6-504263 号）

訂正前の明細書

(発明の名称)

ウラシルレダクターゼ不活性化物質

(特許請求の範囲)

1. 5 - エチニルウラシルであるウラシルレダクターゼ不活性化物質あるいはそのプロドラッグを有効成分として含有する癌化学療法に使用するための医薬製剤。

3. 5 - フルオロウラシルの毒性から解放するための医薬製剤であって、有効成分として 5 - フルオロウラシルの毒性から解放するための 5 - エチニルウラシルあるいはそのプロドラッグを含有する上記医薬製剤。

4. ウラシルレダクターゼ不活性化物質あるいはそのプロドラッグを 5 - フルオロウラシルとともに用いて 5 - フルオロウラシルの効果を強化する請求項 1 または 2 記載の医薬製剤。

5. ウラシルレダクターゼ不活性化物質またはそのプロドラッグを 1mg から 200mg を含む単位投与形態にある請求項 1 から 4 のいずれかに記載の医薬製剤。

9. 分離したあるいは混合した成分として、5 - フルオロウラシルまたはそのプロドラッグとともに 5 - エチニルウラシルまたはそのプロドラッグを含有する請求項 4 記載の医薬製剤。

10. ウラシルレダクターゼ不活性化物質あるいはそのプロドラッグと 5 - フルオロウラシルあるいはそのプロドラッグとの比が、重量比で 1:0.01 から 1:100 の範囲にある請求項 9 記載の医薬製剤。

11. 5 - エチニルウラシルまたはそのプロドラッグと薬学的に許容し得る担体とを混合することからなる、請求項 1 から 8 のいずれかに記載の医薬製剤の調製法。

訂正後の明細書

(発明の名称)

ウラシルレダクターゼ不活性化物質

(特許請求の範囲)

1. 5 - エチニルウラシルであるウラシルレダクターゼ不活性化物質を有効成分として含有する癌化学療法に使用するための医薬製剤。

2. 5 - フルオロウラシルの毒性から解放するための医薬製剤であって、有効成分として 5 - フルオロウラシルの毒性から解放するための 5 - エチニルウラシルを含有する上記医薬製剤。

3. ウラシルレダクターゼ不活性化物質を 5 - フルオロウラシルとともに用いて 5 - フルオロウラシルの効果を強化する請求項 1 記載の医薬製剤。

4. ウラシルレダクターゼ不活性化物質を 1mg から 200mg を含む単位投与形態にある請求項 1 から 3 のいずれかに記載の医薬製剤。

8. 分離したあるいは混合した成分として、5 - フルオロウラシルまたはそのプロドラッグとともに 5 - エチニルウラシルを含有する請求項 3 記載の医薬製剤。

9. ウラシルレダクターゼ不活性化物質と 5 - フルオロウラシルあるいはそのプロドラッグとの比が、重量比で 1:0.01 から 1:100 の範囲にある請求項 8 記載の医薬製剤。

10. 5 - エチニルウラシルと薬学的に許容し得る担体とを混合することからなる、請求項 1 から 7 のいずれかに記載の医薬製剤の調製法。

13. 5 - エチニルウラシルまたはそのプロドラッグと5 - フルオロウラシルまたはそのプロドラッグとを一緒にすることからなる薬学的に許容し得るコンビネーションの調製法。

12. 5 - エチニルウラシルと5 - フルオロウラシルまたはそのプロドラッグと、一緒にすることからなる薬学的に許容し得るコンビネーションの調製法。

[結論]

特許請求の範囲の減縮となる。

[説明]

本件特許明細書の特許請求の範囲における、請求項1、3、4、5、9、10、11および13に記載された使用薬剤について、ウラシルレダクターゼ不活性化物質のプロドラッグあるいは5 - エチニルウラシルのプロドラッグを削除するものであるが、この訂正は、上記各請求項において使用する薬剤の選択肢をさらに限定するものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

また、上記訂正においては、特許明細書の特許請求の範囲における請求項2を削除するとともに、同請求項3以下の請求項の番号およびこれら各請求項において引用する請求項の番号を順次繰り上げることを含むが、これらは請求項の削除およびこれに付随する単なる請求項の番号の整理に係るものであるから、これら訂正も特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

しかも、これらの訂正は、特許明細書に記載された事項の範囲内の訂正であることはいうまでもなく、また、実質的に特許請求の範囲を拡張又は変更するものでもない。

また、訂正後の特許請求の範囲に記載された事項により構成される各請求項の発明については、特許出願の際独立して特許を受けることができないとする理由を見出し得ないものである。